



秋田県公報

目 次

告示	ページ
地籍調査に関する事業計画(四四五・農山村振興課)……………	1
農用地土壌汚染対策地域の指定(四四六・水田総合利用課)……………	1
農用地土壌汚染対策地域の区域変更(四四七・水田総合利用課)……………	2
保安林の指定解除の予定(四四八・由利地域振興局農林部)……………	2
道路の供用開始(四四九・道路課)……………	2
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………	2
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………	3
土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)……………	3
土地改良事業工事の完了の届出(山本地域振興局農林部)……………	3
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………	3
県営土地改良事業の換地計画の決定(平鹿地域振興局農林部)……………	3
労働委員会告示	
秋田県産業経済労働部の企業職員が結成し、又は加入する秋田県公営企業職員労働組合に係る労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲(一)……………	3
秋田県労働委員会のあるせん員候補者の氏名、履歴等(二)……………	3

告 示

秋田県告示第四百四十五号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項

の規定により、次のとおり平成十八年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。
 平成十八年五月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 調査を行う者の名称
 秋田市
 調査地域
 秋田市雄和平尾鳥字平尾鳥ほか九字
 調査期間
 平成十八年五月九日から平成十九年三月三十一日まで
 調査を行う者の名称
 藤里町
 調査地域
 藤里町藤琴・粕毛字上長瀬ほか七字
 調査期間
 平成十八年五月九日から平成十九年三月三十一日まで
 調査を行う者の名称
 大館市
 調査地域
 大館市早口字大野岱ほか九字
 調査期間
 平成十八年五月九日から平成十九年三月三十一日まで
 調査を行う者の名称
 美郷町
 調査地域
 仙北郡美郷町黒沢・金沢・金沢西根字下大久保ほか十字
 調査期間
 平成十八年五月九日から平成十九年三月三十一日まで
 調査を行う者の名称
 仙北市
 調査地域
 仙北市角館町山谷川崎字下大場ほか八字
 調査期間
 平成十八年五月九日から平成十九年三月三十一日まで
 調査を行う者の名称
 湯沢市
 調査地域
 湯沢市秋ノ宮・皆瀬字下菅生ほか十四字
 調査期間
 平成十八年五月九日から平成十九年三月三十一日まで
 調査を行う者の名称

- (二) 由利本荘市
 由利本荘市大築・矢島町川辺・矢島町城内・矢島町荒沢・東由利田代・東由利館合字水上ほか五十六字
 調査期間
 平成十八年五月九日から平成十九年三月三十一日まで
 調査を行う者の名称
 羽後町
 調査地域
 雄勝郡羽後町大久保・杉宮・貝沢字柏野ほか十四字
 調査期間
 平成十八年五月九日から平成十九年三月三十一日まで
 調査を行う者の名称
 八郎潟町
 調査地域
 南秋田郡八郎潟町浦大町字天道田ほか一字
 調査期間
 平成十八年五月九日から平成十九年三月三十一日まで
 調査を行う者の名称
 鹿角市
 調査地域
 鹿角市花輪・十和田錦木・十和田毛馬内・十和田瀬田石字
 太田表ほか六十四字
 調査期間
 平成十八年五月九日から平成十九年三月三十一日まで
 調査を行う者の名称
 横手市
 調査地域
 横手市金沢中野・増田町亀田・平鹿町浅舞・平鹿町中吉田・雄物川町大沢・十文字町・十文字町仁井田・山内筏字大場沢ほか五十七字
 調査期間
 平成十八年五月九日から平成十九年三月三十一日まで
 調査を行う者の名称
 男鹿市
 調査地域
 男鹿市戸賀加茂青砂・船川港双六字立松ほか七字
 調査期間
 平成十八年五月九日から平成十九年三月三十一日まで
 調査を行う者の名称
 大仙市
 調査地域

大仙市刈和野・協和境・協和船岡・太田町川口・太田町
太田字惣行小坂ほか二十五字

(三) 調査期間

平成十八年五月九日から平成十九年三月三十日まで

十四(一) 調査を行う者の名称

能代市

調査地域

能代市二ツ井字稗川原ほか三字

(三) 調査期間

平成十八年五月九日から平成十九年三月三十日まで

十五(一) 調査を行う者の名称

にかほ市

調査地域

にかほ市金浦字金浦ほか二十字

(三) 調査期間

平成十八年五月九日から平成十九年三月三十日まで

十六(一) 調査を行う者の名称

八峰町

調査地域

山本郡八峰町八森・峰浜水沢・峰浜石川字長坂台ほか二
十字

(三) 調査期間

平成十八年五月九日から平成十九年三月三十日まで

秋田県告示第四百四十六号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第
百三十九号)第三条第一項の規定により、農用地土壌汚染対策地
域を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、公告
する。

平成十八年五月九日

秋田県知事 寺田典城

一 指定年月日 平成十八年四月二十六日

二 指定地域の区域 別図に斜線で示した区域

(「別図」は、省略し、その図面を農林水産部水田総合利用
課及び横手市増田庁舎に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百四十七号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第

百三十九号)第四条第一項の規定により、次のとおり農用地土壌
汚染対策地域の区域を変更したので、同条第二項において準用す
る同法第三条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月九日

秋田県知事 寺田典城

一 変更年月日 平成十八年四月二十六日

二 指定地域の変更後の区域 別図に斜線で示した区域

(「別図」は、省略し、その図面を農林水産部水田総合利用
課及び横手市増田庁舎に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第
二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予
定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示す
る。

平成十八年五月九日

秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所	郡 市 町 村	大 字	字	地 番	全 面 積	保 安 林 面 積	保 安 林 解 除	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由
由利本荘市		西目町出戸	浜 山	三の三三 六の四二一	台 帳 見 込 み (平方メートル) (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	面 積 見 込 み (ヘクタール)	飛砂の防備	歩道用地とするため
					一五、七五〇 一一二、〇〇九	一一、五七五〇 一一、二〇〇九	〇・一〇五五 〇・〇九三二		

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定
に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年五月九日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
-------	-----	---	---

一般国道二百八十二号	鹿角郡小坂町荒谷字横欠四三番 二から三番三まで
------------	----------------------------

二 供用開始の期日 平成十八年五月一日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の
規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次の
とおり設立の認証の申請があったので、同条第一項の規定に基づ
き、公告する。

平成十八年五月九日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

公 告

氏名	職	業
<p>平成十八年四月六日</p> <p>二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人一里塚</p> <p>三 代表者の氏名 清水 昭 徳</p> <p>四 主たる事務所の所在地 秋田県山本郡三種町浜田字東浜田三百二十二番地二</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、八竜地域の日本海から、山本地域の温泉、琴丘地域の房住山などにいたる豊かな自然環境に恵まれた、三種町及び近隣地域を対象とし、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域社会を作るため、住民を巻き込んだ活動をおして、少子高齢化からじまる、教育、文化、スポーツ、福祉、環境、産業、地域資源保全、都市農村交流などの諸問題を、男女共同参画の基本理念を踏まえつつ、自らの責任で解決していく使命感を持って、田舎のよさを生かしたまちづくり活動を展開することを目的とする。</p>	<p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>	<p>平成十八年五月九日</p> <p>一 峰浜土地改良区 認可年月日 平成十八年四月十四日</p> <p>二 峰浜村大沢土地改良区 認可年月日 平成十八年四月十四日</p> <p>三 八峰町沼田土地改良区 認可年月日 平成十八年四月十四日</p> <p>四 山本郡三種町下岩川土地改良区 認可年月日 平成十八年四月十四日</p> <p>五 山本郡藤里町藤琴土地改良区 認可年月日 平成十八年四月十九日</p>
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、能代市榑土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十八年五月九日</p> <p>一 退任監事の住所及び氏名 能代市字大内田九十六番地 大山 攻</p> <p>二 就任監事の住所及び氏名 能代市字機織轄の目百九番地 藤田 勝</p> <p>三 字長崎六十三番地 袴田 和夫</p> <p>四 字大内田九十六番地 大山 攻</p> <p>五 字長崎六十三番地 袴田 和夫</p>	<p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>	<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があつた定款変更について、同条第三項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十八年五月九日</p> <p>一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 寺 田 典 城 い手育成基盤整備事業）換地計画書の写し</p> <p>二 縦覧期間 平成十八年五月九日から同年六月五日まで</p> <p>三 縦覧場所 横手市役所雄物川地域局</p>

氏名	職	業
<p>平成十八年五月九日</p> <p>一 峰浜土地改良区 認可年月日 平成十八年四月十四日</p> <p>二 峰浜村大沢土地改良区 認可年月日 平成十八年四月十四日</p> <p>三 八峰町沼田土地改良区 認可年月日 平成十八年四月十四日</p> <p>四 山本郡三種町下岩川土地改良区 認可年月日 平成十八年四月十四日</p> <p>五 山本郡藤里町藤琴土地改良区 認可年月日 平成十八年四月十九日</p>	<p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>	<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、峰浜村長から土地改良事業（水沢地区基盤整備促進事業）に係る工事が平成十五年八月二十二日完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十八年五月九日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成十八年五月九日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>	<p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>	<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仙北市角館町碓土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十八年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十八年五月九日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>

<p>秋田県労働委員会告示第一号</p> <p>当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を平成十八年四月二十五日認定したので、次のとおり告示する。</p> <p>平成十七年秋田県労働委員会告示第三号は、廃止する。</p> <p>平成十八年五月九日</p> <p>秋田県労働委員会会長 阿 部 讓 二</p> <p>秋田県産業経済労働部の企業職員が結成し、又は加入する秋田県公営企業職員労働組合に係る労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲</p>	
<p>労働箇所</p> <p>労働組合法第二条第一号に規定する者</p>	<p>本 庁</p> <p>部長 次長 参事 課長 技術管理監 総 合調整主幹 人事、給与、服務、条例・規 程又は予算の事務を担当する上席主幹、主 幹、副主幹及び主査</p>
<p>発電事務所</p> <p>所長 総務・管理班長</p>	<p>工業用水道</p> <p>所長 総務・管理班長</p>
<p>秋田県労働委員会告示第一号</p> <p>労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四号及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、秋田県労働委員会のある職員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。</p> <p>平成十八年五月九日</p> <p>秋田県労働委員会会長 阿 部 讓 二</p>	

高橋光男	井上文夫	吉田和枝	三浦潔	伊藤博	齋藤隆	高橋庄四郎	山阪光男	清水尚子	米塚一成	阿部康夫	長谷川秀夫	赤坂薫	湊貴美男	小西尚志	古田重明	阿部讓二
秋田県労働委員会事務局審査調整課長	秋田県労働委員会事務局長	使用者委員 吉田興業(株)代表取締役社長	使用者委員 秋田三菱自動車販売(株)取締役社長	使用者委員 秋田中央交通(株)常務取締役	使用者委員 日本精機(株)代表取締役社長	使用者委員 (社)秋田県経営者協会専務理事	労働者委員 UIゼンセン同盟秋田県支部支部長	労働者委員 ボートピア河辺労働組合執行委員長	労働者委員 ジエイ・エイ・エム秋田執行委員長	労働者委員 全日通労働組合秋田支部執行委員長	労働者委員 日本労働組合総連合会秋田県連合会会長	公益委員 弁護士	公益委員 弁護士	公益委員 秋田大学名誉教授	公益委員(会長代理)	公益委員(会長) 弁護士
秋田県労働委員会事務局調整課長	秋田県由利地域振興局長	吉田興業(株)取締役	秋田三菱自動車販売(株)専務取締役	秋田中央交通(株)取締役管理部長	(株)羽後銀行営業推進部長	(財)秋田経済研究所専務理事	ゼンセン同盟秋田県支部支部長	日本労働組合総連合会秋田県連合会女性委員会副委員長	TDK労働組合秋田地方本部書記長	全日通労働組合秋田支部書記長	NTT労働組合東北総支部副執行委員長	秋田弁護士会副会長	秋田弁護士会会長	秋田大学教育文化学部教授	秋田経済法科大学法学部長	秋田弁護士会会長
平成十六年四月二十七日	平成十七年五月二十四日	平成十六年十二月一日	平成十四年十二月一日	平成十三年九月二十五日	平成四年十二月一日	平成十四年十二月一日	平成十六年十二月一日	平成十五年十二月一日	平成十六年十二月一日	平成十年十二月一日	平成十五年十二月一日	平成十二年十二月一日	平成十二年十二月一日	平成六年十二月一日	昭和五十九年十二月十二日	昭和六十三年一月二十六日

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号

株式会社 松原印刷社

電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五

E-mail:matsubara@natsubara-satsu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号 松原印刷社